桑名市成年後見制度推進シンポジウム

成年後見制度の活用でいつまでも地域で暮らしていくための支援について

平成27年1月31日 伊賀市社会福祉協議会 田邊 寿

伊賀市のデータ(平成26年12月末現在)

- ①人口95,730人
- ②世帯数39,330世帯
- ③高齡化率29.92%
- 4面積558.17km



地域で安心して暮らせない

- 人口減少•少子高齡社会
- ・世帯の小規模化(全国1世帯当たり2.55人)
- ・ 絆の弱体化(地縁・血縁・社縁)
- 個人情報保護 (個人≠家族)
- 消費者トラブル、虐待事案の発生
 等が背景であり、社会的支援、権利擁護を必要とする方は、ますます増加する

制度からもれる人は必ず発生する

- 本人の困りごとの中には、本人だけでは解決の 難しいトラブルも含まれる可能性が高い。
- ・しかし、制度対応には、必ず限界がある。
- また、困りごとの中には、将来背負う可能性のあるリスク・不安が含まれている場合もある。

例えば、判断能力の低下、家族の喪失、傷病、失業、 債務、消費者トラブルなどなど。放置するとより複雑化 する。

→相談・権利擁護支援の中で、制度利用だけ にとどまらない対応が求められる。

住民同士の支え合い活動と権利擁護施策

住民同士の支え合い活動

市民の困りごと

日中一人。昼間みんなで 集まれる場がほしい。

一人暮らし。近所に知り 合いがいなくて不安。

高齢者世帯。相手が病気や介 護が必要になったら・・・

住民による地域福祉活動 地域の新たな見守り体制

早期発見 (安否、察知)

早期対処

情報支援

支援

支援

危機管理

不安解消

消費者トラブルに巻き 込まれた。

> 金銭管理ができない。引き 受けてくれる人もいない。

判断能力が不十分なため、 契約ができない。

> 施設入所。身元引受人に なってくれる人がいない。

悪徳商法対策

日常的金銭管理等 (日常生活自立支援事業)

後見人等による支援 (成年後見制度)

地域福祉 あんしん保証事業

権利擁護

権 利 擁 護 施 策

成年後見制度と社会福祉協議会との関わり

- 1相談
- ②調整(コーディネート、サポート)
- ③市民後見人の養成・支援
- ④受任
 - →組み合わせ方はさまざま

社会福祉協議会という固有性の活用

伊賀における取り組み

• 伊賀地域福祉後見サポートセンター

私のこれからは、私が決める。

成年後見制度の利用をお手伝いします。

伊賀地域福祉後見サポートセンター

- ・きめ細やかな福祉的な支援を必要とする人を対象とし、成年後見制度の利用支援を伊賀地域において行う「福祉後見サポートセンター」を開設。
- ・伊賀市・名張市より委託
- · 平成18年8月開設

福祉後見とは(広義)

「福祉後見」とは、福祉的ニーズに応える後見のあり方をめざすものであり、そのために成年後見人等ひとりに頼るのではなく、ネットワークで支えていく仕組みを地域に作り上げていこうとする考え方。

全国社会福祉協議会「地域福祉権利擁護事業と成年後見制度の連携に関する研究 モデル事業」報告書(H15)より

伊賀地域福祉後見サポートセンターとは

地域における成年後見制度の利用支援を目的として、

相談・助言、情報提供、後見人等の候補者の確保・養成、コーディネート、申立て手続き支援等により

成年後見制度の利用を促進するとともに、後見人業務の支援機能を持ったセンター

伊賀地域福祉後見サポートセンターの機能

- ①成年後見制度利用支援
- (相談・助言、情報提供、市長申立支援等)
- ②福祉後見人材バンク
- (市民後見人 当方では、福祉後見人)
- ③後見人サポート
- (親族・専門職等後見人支援 後見人のつどい)
- 4啓発•研修
- ⑤法人後見支援

サポートセンターでは、法人後見受任をしていない。

福祉後見人とは

- ・ 社会貢献的な精神に基づき、後見等業務 に取り組むことに意欲をもつ市民等を対象 に研修を実施。
- ・修了者のうち、所定の経験を積み、審査を 経た方を、「福祉後見人候補者」として当セ ンターに登録し、家庭裁判所に対し、後見 人等候補者として推薦。
- ・ その結果、家庭裁判所によって後見人等 となった方を、「福祉後見人」と称する。
- 5件受任(後見2-保佐2-補助1)

福祉後見人(市民後見人)への期待

- すべての人が自らの問題として考えるために
- 自立支援のためのネットワークづくり (被後見人等とのコミュニケーション・意思尊重)
- ・ 近隣や地域諸団体、関係者等の連携

→市民ならではの後見活動を期待 行政が関与したサポート体制は不可欠

伊賀市社協における取り組み

• 法人後見事業

社会福祉協議会が法人後見に取組む意義

「福祉後見サポートセンター」設立研究事業平成16年度報告書より

- ①公共性を活かす
- ②課題対応への先駆性を活かす
- ③ネットワークを活かす
- 4 福祉コミュニティづくり

法人後見に取り組むことは、成年後見制度を利用し難い人々の権利擁護の第一歩であり、また、このような人々が抱える課題を地域社会と一緒に考えていく機会ともなります。

→社協としての経験や知識を地域に還元する

法人後見事業

当会事業として実施

後見 7件(別途3件終了)

保佐 6件(別途1件終了)

補助 1件(別途1件終了)

監督人 1件(福祉後見人)

累計 20件、現在 15件受任中

(平成26年12月末現在)

家庭裁判所より依頼があった事件を検討

権利擁護支援を進めるために

これからの支援に関して

個人・家族・地域・社会等の変化の中で、権利擁護支援に取り組む姿勢と体制が重要

具体的には

- 自己決定の尊重、意思決定支援
- 制度は、一つの道具(ツール)であるが、万能ではない。
- あらかじめ準備できることもある。例えば、いわゆる"老いじたく"

これからの支援に関して

- •市民参画の促進
- •孤立化防止(相談支援体制、研修)
- •行政等関係機関との連携・役割分担
- ・誰もが一人の市民である"地域"全体での協力 体制を
 - →目指すは、地域ぐるみの支え合い助けあい を活かした「福祉でまちづくり」

おわりに

- 地域の福祉課題は、地域にこそ解決の手 だてがある
- 住民が解決過程に参加することで、地域全体が住みやすくなる
- 情報は、多く発信すれば多く入る
- 市民や関係機関がつながることで大きな力を発揮する
- 関係者は、地域福祉を進める調整役
- これからは「福祉でまちづくり」